

平戸市立田平北小学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」により、国が策定した「いじめの防止のための基本的な方針」及び「長崎県いじめ防止基本方針」「平戸市いじめ防止基本方針」に基づき、田平北小学校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめ防止に向けた基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が組織体として迅速に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童も起こしうることを前提として、いじめをしないように未然防止に重点を置く。

2 いじめ防止のための校内組織の設置

校長、PTA会長、教頭、教務、各学年主任、養護教諭からなる「校内いじめ対策委員会」を設置し、事案に対する基本方針を立てる。

しかし、基本的には全職員で全ての事案に対応する。なお、外部委員として学校評議員・市福祉課等の専門機関を加える。

3 教師の指導力向上に向けた取組

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくりの実践資料集」「非行防止教室のための教師用指導資料」「いじめを生まない学級・学校づくりを目指して」等を活用した研修を実施し、教師間の共通理解を図る。

4 いじめの防止、早期発見、対応措置等に関する取組【別表】

5 保護者への連絡と支援助言

いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対処

(1) 教育委員会や関係機関等との連携

① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には、その事実を速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等について対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大な事態が発生したという申し出があった場合にも同様に対処する。

② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認識した場合には警察と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生ずる恐れがある場合には、直ちに警察に通報し、援助を求める。

(2) 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して懲戒を与えることがある。

なお、その際には児童が自らの行為を反省し、健全な人間関係を育むことができるよう教育的に配慮する。

いじめ防止基本方針 (改訂)

▽全国的に社会問題化している「いじめ問題」は、なかなか解決困難な問題である。その内容は、ますます陰湿化しており、はなはだしく子どもの人権を侵害している。

▽「いじめる側」と「いじめられる側」とが、いつ逆転するかわからない恐怖が、子どもの健やかな成長の障害となっている状態で、学級経営上も望ましい人間関係を阻害する要因となっている。

▽「いじめは絶対許さない」という教師の姿勢こそがいじめ撲滅の鍵である。

(1) いじめの定義

◎当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）、であって対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめのシグナル

<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中に「いじめ」あり ・「仲たがい」か「いじめ」か ・授業中の発言を封じ込める雰囲気 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室への出入りや、訳もなく体の不調を訴えることが多い児童 ・不登校の原因 ・児童同士の上下関係 ・しつこいからかい・嫌がらせ
---	---

(3) いじめの発見と素早い対応

① いじめ発見の方法

- ・保護者の訴え
- ・本人からの訴え
- ・周囲からの通報
- ・教師の発見
- ・アンケート調査等

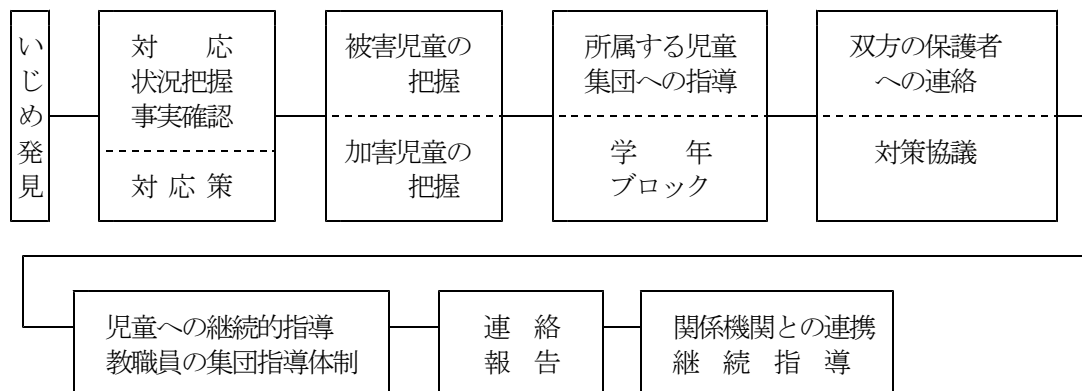
② 素早い対応

いじめに対する取り組みは、立ち上がりを早くしなければ、被害を受けている児童やその保護者、通報した児童の不信感を招く。

(4) 集団指導体制で

学級⇒学年主任・生活指導主任⇒教頭⇒校長

◎いじめは扱いが微妙であり、アフターケアの必要度も大きい。担任だけで解決しようとせず、集団指導体制を取ることが大切である。



○いじめ対策委員会

校長・PTA会長・学校評議員・教頭・教務・各学年主任・養護教諭・市児童福祉課